

# 永野地区社会福祉協議会運営委員会規約

## (準 拠)

第1条 本規約は、永野地区社会福祉協議会(以下地区社協という)会則第12条の委員会設置の条項に基づく。

## (目 的)

第2条 高齢社会を迎え、増大する社会福祉の要請に適切・具体的に対応するために、運営委員会をおく。

## (構成員)

第3条 運営委員は、地区社協の会長、副会長、事務局長、福祉ネットワーク担当、会計および永野地区民児協会会長ならびに永野連合町内会各自治会・町内会の福祉活動の代表者もしくは代表者に準ずる者各1名の委員および運営委員会が推薦する若干名で構成する。

## (委員の任期)

第4条 運営委員(以下委員という)の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (会 議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し開催する。

## (委員の職務)

第6条 委員の職務は、次のとおりとする。

- 1 委員は、所属する自治会・町内会および各種団体の福祉に関する情報の把握・収集に努め、必要と認めた事案は、委員会に提案し報告する。
- 2 委員は、委員会で審議・決定した事項のうち、必要と認めたものは、所属する自治会・町内会や団体へ伝達するとともに、その結果の確認・把握に努める。
- 3 委員は、地区社協が行なう福祉ネットワーク事業に積極的に参加するとともに、同民児協が行なう、ひとり暮らし高齢者などに対する会食会・お茶会などに努めて参加する。
- 4 委員は、区・市などの行政や永野連合町内会が主催する福祉に関する会合や研修会に積極的に参加する。

## (報 告)

第7条 会長は、委員会における審議・決定事項のうち必要と認めたものは、地区社協理事会および連合町内会の定例会で報告する。

## (会則の準用)

第8条 本規約に規定されていない事項については、地区社協会則の趣旨に則り、委員会において協議、決定する。

## 付 則

1. 平成17年6月1日から施行する
2. 平成29年5月13日 条文整理、改訂
3. 令和5年5月20日 第3条 福祉ネットワーク担当追加